

あましんカードローン(ライフ・エスコートを含みます) の商品概要 1/3

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

★貸越極度額の範囲で ATM・CD を通じて出金できる便利なローンです！
(女性のお客様は、ライフ・エスコートでのご契約となります。)

項目	内容
名称または愛称	あましんカードローン(女性のお客様は、ライフ・エスコート) しんきん保証基金保証付カードローン残高スライド返済方式
お取扱い店舗	本店・支店のうち、いずれか一店舗
ご融資形式	当座貸越形式(＝当座貸越契約に基づく貸越極度額内での回転与信方式)
ご利用になれる方	次の貸越極度額範囲毎の条件を満たす個人のお客様 1.〔貸越極度額 50 万円の場合〕 ①当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 *パート・アルバイト・主婦の方もお申込み頂けます。 ②満 20 歳以上 65 歳未満の方 ③一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方 2.〔貸越極度額 100 万円の場合〕 ①上記 1.の①～③の条件に該当される方 *但し、パート・アルバイト・主婦の方はご利用頂けません。 ②安定継続した収入がある方
お使いみち	自由
ご契約貸越極度額	50 万円と 100 万円の 2 種類となります。 *但し、本件お申込金額を含めた一般社団法人 しんきん保証基金の保証付ローン残高について、すべて合算し 3,000 万円を限度とします。
ご契約期間	原則、3 年の自動更新です。 *但し、最終更新はお客様のご年齢が満 73 歳を超えない範囲での更新となります。
お申込に必要な書類等	貸越極度額毎に定めた次の書類が必要です。 ①ご本人であることを確認できる書類 ➢有効期間内の運転免許証表裏の写し *運転免許証を取得されていない場合は次のいずれかの写しが必要です。パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏 *他の本人確認書類でのお取扱はいたしません。 ②返済される口座のお届け印 ③この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。
当座貸越契約極度額の締結をお済みのお客様へのご融資(出金)	カードローンは、貸越極度額の範囲で ATM・CD を通じて出金できます。 *但し、延滞された場合、延滞が解消するまではご融資(出金)を停止します。
担保・連帯保証人	一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用頂きますので必要ありません。
手数料	かかりません。

あましんカードローン(ライフ・エスコートを含みます) の商品概要 2/3

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

項目	内容
ご融資(＝当座貸越)利率	<p>➤固定金利です。</p> <p>*お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合せください。</p> <p>➤利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。</p>
ご返済方法及び利息のお支払方法	<p>➤定額返済方式となります。毎月 10 日に前日の貸越残高に応じてご返済用口座から自動振替します。</p> <p>約定返済日前日の残高とご返済金額は次のとおりです。</p> <p>10 万円以下＝ 3 千円 10 万円超 30 万円以下 = 5 千円 30 万円超 50 万円以下 = 10 千円 50 万円超 100 万円以下 = 20 千円</p> <p>※貸越残高が一時的に 100 万円を超過した場合のご返済金額は 30 千円となります。</p> <p>➤利息のお支払＝ご返済用口座から毎月の約定返済日に、上記の定めたご返済金額に含んで、自動振替します。</p>
遅延損害金	お支払利息について遅延損害金は発生しません。
ご融資保証料	このローンの保証機関である一般社団法人 しんきん保証基金へ、毎日の当座貸越残高に応じた保証料をお支払い頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申出ください。
その他参考事項	<p>➤お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます</p> <p>➤このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である一般社団法人 しんきん保証基金は、当金庫に対し保証をすることになります。</p> <p>➤お申込にあたってお客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス)は当金庫及び一般社団法人 しんきん保証基金の加盟する個人情報情報機関に登録されます。</p>

あましんカードローン(ライフ・エスコートを含みます)の 商品概要 3/3

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

項目	内容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9時～17時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。</p>